⑵2　キム・ギュ
KIM KYU
役職：コリア・マイニング・デベロップメント・トレーディング・コーポレーション（ＫＯＭＩＤ）の渉外担当者
Korea Mining Development Trading Corporation (KOMID) External Affairs Officer
生年月日：1968年７月30日
国籍：北朝鮮

⑵3　キム・トンミョン
（別名：キム・チンソク；キム・ジンソク；キム・ヒョクチョル）
KIM TONG MY'ONG
（a.k.a. Kim Chin-So'k ; Kim Tong-Myong ; Kim Jin-Sok ; Kim Hyok-Chol）
役職：タンチョン・コマーシャル・バンクの頭取
President of Tanchon Commercial Bank
生年月日：1964年
国籍：北朝鮮

⑵4　キム・ヨンチョル
KIM YONG CHOL
役職：コリア・マイニング・デベロップメント・トレーディング・コーポレーション（ＫＯＭＩＤ）のイランにおける代表者
Korea Mining Development Trading Corporation (KOMID) Representative in Iran
生年月日：1962年２月18日
国籍：北朝鮮

⑵5　コ・テフン
（別名：キム・ミョンギ）
KO TAE HUN
（a.k.a. Kim Myong Gi)
役職：タンチョン・コマーシャル・バンクの代表者
Tanchon Commercial Bank Representative
旅券番号：563120630、旅券失効日：2018年３月20日
生年月日：1972年５月25日
国籍：北朝鮮

⑵6　リ・マンゴン
RI MAN GON
役職：ミュニションズ・インダストリー・デパートメント部長
Minister of the Munitions Industry Department
旅券番号：ＰＯ381230469、旅券失効日：2016年４月６日
生年月日：1945年10月29日
国籍：北朝鮮

⑵7　リュ・ジン
RYU JIN
役職：コリア・マイニング・デベロップメント・トレーディング・コーポレーション（ＫＯＭＩＤ）のシリアにおける代表者
Korea Mining Development Trading Corporation (KOMID) Representative in Syria
旅券番号：563410081
生年月日：1965年８月７日
国籍：北朝鮮

⑵8　ユ・チョルウ
YU CHOL U
役職：ナショナル・エアロスペース・デベロップメント・アドミニストレーション長官
Director of the National Aerospace Development Administration
国籍：北朝鮮

別表「１．団体」⑷を次のとおり改める。

⑷　ナムチョンガン・トレーディング・コーポレーション
（別称：ＮＣＧ；ナムチョンガン・トレーディング；ナム・チョン・ガン・コーポレーション；ノムチョンガン・トレーディング・カンパニー；ナム・チョン・ガン・トレーディング・コーポレーション；ナムハン・トレーディング・コーポレーション）
NAMCHONGANG TRADING CORPORATION
（a.k.a. NCG; NAMCHONGANG TRADING; NAM CHON GANG CORPORATION; NOMCHONGANG TRADING CO.; NAM CHONG GAN TRADING CORPORATION; NAMHUNG TRADING CORPORATION）
所在地：北朝鮮平壌特別市

別表「２．個人」⑻を次のとおり改める。

⑻　ラ・ギョンス
（別名：チャン・ミョンホ）
RA, KYONG-SU
（a.k.a. Chang Myong Ho)
役職：タンチョン・コマーシャル・バンク（ＴＣＢ）職員
Tanchon Commercial Bank (TCB) official

○外務省告示第六十九号

平成二十五年外務省告示第百十八号に関し、平成二十八年三月二日、国際連合安全保障理事会が、同理事会決議第二千二百七十号において、同理事会決議第千七百十八号８（ｄ）に定められた資産凍結等の措置の対象となる北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画に関与する者を新たに指定したことに基づき、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる資産凍結等の措置の対象となる北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画等に関与する者を指定する件（平成二十五年四月外務省告示第百十八号。なお、同年八月外務省告示第二百九十五号及び平成二十八年二月外務省告示第三十九号により改正が行われている。）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月十一日　　外務大臣　岸田　文雄

別表「１．団体」⑵⑹⑻⑼及び⑾を次のとおり改める。

⑵　デドン・クレジット・バンク
（別称：ディー・シー・ビー；テドン・クレジット・バンク）
DAEDONG CREDIT BANK
（a.k.a. DCB; Taedong Credit Bank）
所在地：北朝鮮平壌特別市平川区鞍山洞普通江ホテルスイート401
；北朝鮮平壌特別市平川区鞍山洞普通江ホテル
ＳＷＩＦＴ：DCBK KKPY